

調達要求番号：4MCN1CZ0003

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
衛生用品等消耗品		NM-T10005	
		作成	平成26年 4月24日
		変更	平成 年 月 日
		作成部隊等名	北海道補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の衛生用品等消耗品について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 補給カタログ

衛F-1-3 補給管理品目表医療用消耗品品目表（以下“衛F-1-3”という。）

2 一般的事項

本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及び銘柄

品名及び銘柄は、衛F-1-3に示されている品目より、調達要求書で示す。

3.2 有効期限又は使用期限

有効期限又は使用期限は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。ただし、表1に合わない正当な理由がある場合は、契約担当官等に速やかに通知し承認を得なければならない。

表 1－有効期限又は使用期限

有効期限又は使用期限		納 入 品 の 条 件
あり	3年以上	納期において、製造後12ヶ月以内のもの
	3年未満	納期において、製造後 6ヶ月以内のもの
なし		納期において、製造後12ヶ月以内のもの

3.3 ロット管理

納入品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、努めて同一ロット製品とするが、同一ロットでの納品が不可能な場合は、有効期限及び使用期限を同一のものとする。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.1による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、次による。

a) 個装表示は、**図 1**による。

物品番号
品 名
規 格
納入年月
納入業者

図 1－個装表示

b) 内外装表示は、GLT-CG-Z000001の4.2による。

6 納入書類

契約の相手方は、物品番号、品名、規格、数量、製造年月日及び使用期限を明記した書類を納品書に添付して提出するものとする。

7 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

調達要求番号：4MCN1CZ0004

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕様書番号
衛生器材（整備・補修用部品）	HM-T000003	
	作成	平成25年 7月 3日
	変更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	補給統制本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の衛生器材（整備・補修用部品）（以下、“部品”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

部品番号

部品番号とは、補給カタログで使用している番号であり、製造者の部品番号又は規格をいう。

1.2.2

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.3

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 種類

種類は、補給カタログ（衛E）及びカタログの中から選定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 部品カタログ

補給カタログ（衛E）

適用部品カタログ

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

部品は、物品番号、部品番号、第1種部品表又はカタログによって示されたものと同一であり、GLT-CG-Z000001の2.1によるほか、製造者の規定する社内規格などに合格したものとす。

2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、補給カタログ（衛E）及びカタログの中から表1の様式によって調達要領指定書に示すものとする。

2.3 構造・形状・寸法

部品の構造、形状及び寸法は、製造者の社内規格及びカタログによる。ただし、調達要領指定書によって示す物品番号、部品番号又は規格と相違する品目（同等品などを含む。）を納入する場合は、現用の部品の互換性にかかわらず、承認用図面、承認用見本又はその旨を記載した文書などを提出しなければならない。

2.4 外観

外観は、仕上げが良好で、きず、割れ、まくれ、さび、ほつれなどの欠陥があってはならない。

2.5 性能

性能は、精度良好、耐久性及び耐摩耗性に富み、その機能を高度に発揮し、信頼性のあるものでなければならない。

2.6 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001の2.3によるほか、次による。

- a) 形状又は寸法によって銘板の取付けが困難な場合は、製造者の社標、物品番号及び品名（以下、“社標等”という。）を刻印又は押印によって表示する。
- b) 社標等の表示が困難な場合は、製造者の社内規格などに合格し、品質が保証されていることを証するに足る証明書などを添付しなければならない。
- c) a)及びb)の規定により難しい場合は、契約担当官等の承認を得て、商慣習による個装表示（物品番号、品名及び納入年月日が明記されているもの）によることができる。

2.7 塗装

塗装は、GLT-CG-Z000001の2.2によるほか、塗装色は、現用の衛生器材と同色とする。ただし、特定が困難な場合は、契約担当官等の承認を得るものとする。

2.8 防せい処置など

防せい処置などは、非塗装部位及び気密を要する部位などに適切な防せい防湿処置を実施し、要求性能を長期に満たすものとする。

3 品質保証

3.1 試験

試験項目及び試験方法は、GLT-CG-Z000001の3.1によるほか、製造者の社内規格による。

3.2 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

包装及び包装の表示については、GLT-CG-Z000001の箇条4によるほか、製造者の規定する社内規格などによる。

5 その他の指示

GLT-CG-Z000001の箇条6によるほか、この仕様書の2.3のただし書き及び2.6 c)に該当する場合は、契約後速やかに承認項目を契約担当官等に提出し、承認を得なければならない。